



# 小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が  
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。

## 制度の特長

### 1 全国**125万人**が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は  
全国の経営者約125万人が加入しています。（H27.3末現在）

### 2 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、  
課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、  
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

経営者のための  
退職金制度です！

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時  
などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の  
差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索





# 経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、  
売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。

「もしも」のときの資金調達手段として  
当面の資金繰りをバックアップします。

## 中小企業倒産防止共済制度の特長

1

### 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2

### 貸付条件は**無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

### 掛金は税法上 **損金（法人）または 必要経費（個人事業）に**

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内  
（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！

経営セーフティ共済

検索

